特定建設作業の届出について

騒音規制法及び振動規制法では、建設工事として行われる作業で、著しい騒音や振動の 発生する作業を特定建設作業としています。市が指定した地域内において、特定建設作業 を実施する場合は、特定建設作業実施届出書を提出する必要があります。

また、特定建設作業に伴って発生する騒音・振動が規制基準に適合していなければなりません。

ただし、当該作業が作業を開始した日に終わるものは届出の必要はありません。

届出要領

(1) 届出義務者について

- ① 届出者は、発注者から直接請負った元請業者で、法人の場合はその代表者(当該作業の契約を支店長名等で行っている場合、代表権を有する者であれば支店長名等も可)です。
- ② 届出者が共同企業体の場合は、企業の名称を記入した上、代表者の所在地、名称、代表者氏名を併記し押印して届出書を提出して下さい。

(例) 甲·乙·丙 建設企業共同体 代表者 〇市〇町〇番〇号

甲 建設株式会社 取締役社長 周南 太郎 印

(2) 届出期限について

特定建設作業の届出は、作業開始日の7日前です。ただし日数の算出には届出日は含みません。 従って、作業開始日の8日前までに届出を行ってください。

なお、届出期限までに提出できなかった場合は、遅延理由書が必要です。

遅延理由書の届出者は、特定建設作業の届出者と同一とし、その者の押印が必要です。

(代替手段により本人確認ができた場合は、押印を省略することができます。)

(3) 届出書類について

(特定建設作業の種類ごとに各2部ずつ提出してください※電子メールでの提出の場合、各1部ずつで可)

- ① 特定建設作業実施届出書
- ② 工事工程表(特定建設作業の期間を朱線等で明示したもの)
- ③ 付近見取り図
- ④ 特定建設作業にあたる重機、機械のカタログ等(コピー可)
- ⑤ 道路工事等を夜間、日曜・その他の休日に行う場合は、道路使用許可書または道路占用許可書の写し

(4) 届出が必要な特定建設作業の一覧

特定建設作業の種類	騒音規制法	振動規制法	
くい打機を使用する作業 ※1	アースオーガーと併用する作業を除く	圧入式(油圧・水圧等)を除く	
くい抜機を使用する作業	圧入式(油圧・水圧等)を除く	油圧式を除く	
くい打くい抜機を使用する作業	アースオーガーと併用する作業を除く	圧入式(油圧・水圧等)を除く	
びよう打機を使用する作業	リベッティングハンマの使用	-	
(騒音) さく岩機を使用する作業 ※2	* 3	手持式のものを除く	
(振動)ブレーカーを使用する作業 ※2	%3	% 3	
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	-		
舗装版破砕機を使用する作業	-	※ 3	
空気圧縮機を使用する作業 ※4	<u>電動機以外</u> の原動機を用いるもので、	-	
	原動機の定格出力が 15kW 以上のもの		
コンクリートプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のもの	-	
アスファルトプラントを設けて行う作業 ※5	混練機の混練重量が 200kg 以上のもの	-	
バックホウを使用する作業 ※6	原動機の定格出力が 80kW 以上のもの	-	
トラクターショベルを使用する作業 ※6	原動機の定格出力が 70kW 以上のもの	-	
ブルドーザーを使用する作業 ※6	原動機の定格出力が 40kW 以上のもの	-	

- ※1 もんけん(人力によるくい打機)を除く。
- ※2 動力としてバックホウを使用する場合、届出要件に該当すればバックホウも届出が必要。

〈参考〉さく岩機・・・ハンドハンマ(電動ピックを含む)、<u>ハンドブレーカー、油圧ブレーカー(ジャイアントブレーカー)</u>、ドリフタ、 ストーパ、レッドグリル、・ジャックハンマ、クローラドリル、チッパー、オーガ

ブレーカーはさく岩機に含まれるため、ブレーカを使用する場合は騒音と振動の届出が必要。

- ※3 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点の最大距離が 50mを超える作業は除く。
- ※4 さく岩機の動力として使用する作業を除く。
- ※5 モルタルを製造(材料が砂)するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。〈参考〉コンクリート(材料が砂利と砂)
- ※6 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの(低騒音型建設機械)を除く。〈参考〉国土交通省ホームページ

(5) 特定建設作業の規制基準等

区域	用途地域	作業時間	1 日における 延べ作業時間	同一場所 における 連続作業時間	日曜・その他の 休日における作業	規制基準(敷地境界線上)
【騒音】 第一種区域 第三種区域 【振動】 第一種区域 I	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域	7 時~19 時	10 時間以内	6 日以内	禁止	【騒音】 85dB
【騒音】 第四種区域 【振動】 第二種区域Ⅱ	工業地域 工業専用地域(一部地域指定)	6 時~22 時 14 時間以内	14 時間以内			【振動】 75dB

(6) 罰則について

各種届出違反や改善命令違反には、騒音規制法また振動規制法に基づく罰則が適用されることがあります。